

市からの 連絡帳

**10月は、市・都民税
普通徴収第3期の納期です。**
～納付には、便利な口座振替を～
▶納税課 ☎ 042-460-9831

届け出・税・年金 証明書コンビニ交付サービス停止

東京都の庁舎電気設備点検に伴い、マイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付サービスが下記の日程で終日停止します。ご理解とご協力をお願いします。

なお、停止日時は変更になる場合がありますので、最新の情報は市HPをご覧ください。

時 10月20日(出)
対 市内外の全ての店舗
▶市民課 ☎ 042-460-9820
保 ☎ 042-438-4020

市税・国民健康保険料の 休日納付相談窓口

時 10月13日(土)・14日(日)午前9時～午後4時
場 いずれも田無庁舎のみ
●市税…納税課(4階)
●国民健康保険料…保険年金課(2階)
内 市税・国民健康保険料の納付および相談、納付書の再発行など
▶納税課 ☎ 042-460-9832
▶保険年金課 ☎ 042-460-9824

未分筆私道の非課税申告

敷地の一部が未分筆のまま道路として使用されている土地で一定の要件を満たすものは、申告をすることにより道路部分の固定資産税・都市計画税が原則として翌年度から非課税となります。詳細は下記へお問い合わせください。
▶資産税課 ☎ 042-460-9829

家屋調査にご協力を

下記の期間中に新築・増改築などをした家屋は、平成31年度から固定資産税・都市計画税の課税対象となります。市ではその税額の基となる家屋の評価額を算出するため、家屋調査を行っています。
対象期間 平成30年1月2日～翌年1月1日
調査方法 市職員が対象家屋を訪問

し、家屋の内装・外装(屋根・外壁・天井など)および住宅設備(風呂・トイレなど)を調査
調査日時 事前に書面で通知し、都合の良い日時に伺います。書面が届きましたら、下記へご連絡ください。
▶資産税課 ☎ 042-460-9830

認定長期優良住宅の 固定資産税を減額

次の要件を満たす住宅に係る固定資産税を一定期間、2分の1減額します(都市計画税を除く)。

要件 ●「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅 ●平成30年1月2日～翌年1月1日に新築された住宅 ●居住部分の床面積が50㎡(一戸建て以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下で当該家屋の2分の1以上 ●平成31年1月31日までに、資産税課(田無庁舎4階)に必要書類を提出

減額範囲 居住部分の床面積120㎡まで

住宅の種類	減額期間
3階建て以上の準耐火構造および耐火構造の住宅	新たに課税される年度から7年度分
上記以外の住宅	新たに課税される年度から5年度分

必要書類 ●認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ●長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6・9・13条に規定する通知書の写し(認定長期優良住宅であることを証する通知書の写し)

市職員が家屋調査に訪問した際に、認定長期優良住宅であることをお伝えください。手続き方法をご説明します。
▶認定長期優良住宅について…
建築指導課 ☎ 042-438-4017
▶認定長期優良住宅の新築家屋への減額について…
資産税課 ☎ 042-460-9830

障害基礎年金

病気やけがなどで、次の①～③全てに該当する場合は障害基礎年金が支給されます。

- ①初診日(障害の原因となった病気やけがで、初めて医師の診察を受けた日)が次のいずれかの期間にある。
 - 国民年金の被保険者期間
 - 60歳以上65歳未満の年金未加入期間(国内に住所がない方・老齢基礎年金の繰り上げ受給者は対象外)
 - 20歳前の年金未加入期間または厚生年金など加入期間
- ②障害認定日(初診日から1年6カ月後またはそれ以前に症状が固定した日、初診日から1年6カ月後の日が20歳前の場合は、20歳の誕生日前日)において、国民年金法で定める障害等級の

1級または2級に該当している。
③初診日の前日時点で納付要件(原則または特例)を満たしている(20歳前に初診日がある場合の納付要件はなし)。障害基礎年金の受給には請求手続きが必要です。請求者の状況により必要書類が異なるため、請求前にご相談ください。

※障害者手帳などとは別の認定基準です。手帳などがなくても請求可
※手帳などの提示のみでは請求不可
※身体障害者手帳などが1級や2級でも国民年金では不該当となる場合があります。

市役所での相談・受付
場 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階) ※市民課は要予約
☎ 042-438-4020
問 武蔵野年金事務所
☎ 0422-56-1411(ナビダイヤル)
▶保険年金課 ☎ 042-460-9825

福祉

障害福祉課窓口 手話通訳者を配置

各庁舎での手続き、相談などで、ぜひご利用ください。

10・11月の配置日

日程	場所
10月3日(水)	保谷庁舎
19日(金)	田無庁舎
11月7日(水)	保谷庁舎
16日(金)	田無庁舎

※いずれも午後1時～5時
※通訳者配置日以外にも手話通訳者の派遣を行っています。詳細はお問い合わせください。
▶障害福祉課 ☎ 042-438-4034

東京都福祉サービス第三者評価

利用者が自分に合った福祉サービスを選択する際の目安となる情報提供を行うことや、サービス提供事業者のサービス向上への取組を支援することを目的とし、市HPなどで福祉サービス第三者評価の普及・啓発を進めています。
福祉サービス第三者評価とは
事業者でも利用者でもない第三者の評価機関が、客観的に福祉サービスの内容や質などを評価し、その結果を公表

します。
市内の施設も評価を受けています
介護保険連絡協議会などを通じ、事業者第三者評価受審を促進しています。評価の結果は、福ナビHPで閲覧できます。

受審費補助金を交付
市内に事業所があり、東京都が定める福祉サービスを提供する事業者に対し、第三者評価を受審する費用の一部を補助します。補助金を活用し第三者評価を実施する場合は、市の認定が必要になりますので、下記へご連絡ください。

認定ステッカー
第三者評価を受審した事業者には、認定ステッカーが交付されます。ステッカーは事業所の入り口や自動車などに掲示していますので、参考にしてください。
▶生活福祉課 ☎ 042-438-4024

暮らし わが家の耐震診断をしよう

建物の設計図を基に簡易耐震診断を行い、指導・助言などをします。

時・場 10月20日(出)午前9時30分～午後0時30分・保谷庁舎2階
※1人40分程度
対 市内の地上2階建て以下の木造一戸建てで、自ら所有し居住している住宅
※原則、昭和56年5月31日以前の建築
定 8人(申込順)
申 10月17日(水)までに電話で下記へ
相談員 住みよい町をつくる会
▶住宅課 ☎ 042-438-4052

空き家相談会

市内に存する空き家の所有者に対して、個別相談会を開催します。
時 10月27日(出)午前10時～午後4時
場 アスタセンターコート ※予約不要
▶住宅課 ☎ 042-438-4052

カーポートや物置の設置工事は 確認申請が必要です

カーポートや物置(建築物と見なさない小規模なものを除く)などは、建築基準法では建築物として定義されているため、同法に基づいて計画や工事をする必要があります。

平成31年度 保育園など入園児募集スケジュール

入園申込書類の配布・受付の予定をお知らせします。
対 平成31年4月から保育園などへ新たに入園または転園を希望する方
●平成30年度の入園(転園)申込をしている方も、平成31年4月からの入園を希望する場合は、必ず再度申し込みをしてください。
●市外の施設の入園申込方法は、市区町村で異なります。必ず施設がある市区町村に確認してください。
●平成31年2月3日までに出生予定の方は、出生予定として申請が可能です。
※詳細は10月19日(金)配布予定の書類をご覧ください。
就労証明書の書式 9月25日(火)から保育課(田無庁舎1階)・市HPで配布
※申込書よりも早く配布します。取得に時間がかかる方は、早めに準備をしてください。
対 雇用されて就労している方・採

用内定中の方・育児休業中の方
※自営業を含め、このほかの状況の方は10月19日(金)以降の配布書類をご利用ください。

申込書・案内
10月19日(金)から保育課(田無庁舎1階)・市HP・市内保育園・保谷庁舎1階受付で配布
※保育園・保谷庁舎は配布のみ
入園申込スケジュール

日程	内容
9月25日(火)	就労証明書の書式配布開始
10月19日(金)	そのほか書類・案内の配布開始
11月6日(火)	受付開始(1次)
19日(金)	受付終了(1次)
20日(火)	受付開始(2次)
平成31年2月中旬	選考結果通知(1次)
3月下旬	受付終了(2次)
3月中旬	選考結果通知(2次)

※詳細は10月15日号に掲載予定
▶保育課 ☎ 042-460-9842

感謝状を贈呈しました

8月22日に、寄附や土地の貸与、保存樹等の所有など市政へご協力をいただいた方々に感謝状を贈呈しました。

※裏千家教授 和心庵 折元宗和 様
※ひばりが丘南北会 様
※(株)武蔵野テーブル 様
▶秘書広報課 ☎ 042-460-9803

※国際航業(株)多摩営業所 様
※武井操 様
※立堀貴子 様
※名古屋瑞範 様